

【文京区立保育園の対応に準じた私立認可保育所等における定期健康診断の未受診者への対応について】

1 目的

保育所等におけるこどもの健康管理を円滑に実施するため

2 対象となる児

- (1) 定期健康診断の当日、体調不良等の理由により欠席し、かつ、他の機会にも嘱託医による定期健康診断が受けられない園児

※ 入所時健康診断は対象外とする。

- (2) 歯科健康診断日に欠席し、かつ歯科衛生指導日（未受診児の歯科健康診断日）も欠席した園児

3 対象とする乳幼児健診

- (1) 定期健康診断（年 2 回）の場合

文京保健所が実施する 4 か月児健康診査、6 か月児健康診査、9 か月児健康診査、

1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査

- (2) 歯科健康診断（歯科衛生指導日の歯科健診の未受診児を含む）の場合

文京保健所が実施する 6 か月児健康診査、9 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、

3 歳児健康診査

※ 他自治体からの転園児の場合、他自治体が実施する母子保健法第 12 条又は第 13 条に基づく乳幼児健康診査の結果も実施とみなす。

4 各乳幼児健診結果の有効期間について

令和 8 年 4 月以降に実施の各乳幼児健診について、通知文に記載の対応が可能となる。各乳幼児健診結果の有効期間は以下のとおり。

- (1) 定期健康診断の場合： 在籍クラス年度内（1 回とする）

※なお、定期健康診断は年 2 回（おおむね 6 か月ごと）に実施することを踏まえ、乳幼児健康診査の結果を定期健康診断の記録としてみなす場合であっても、前回の定期健康診断からおおむね 6 か月の間隔を確保することが望ましい。

- (2) 歯科健康診断の場合： 在籍クラス年度内

5 運用手順

(1) 保護者への説明

- ・あらかじめ、園の定期健康診断や歯科健診を欠席（未受診）した場合の対応を保護者に周知しておく。
- ・定期健康診断（年2回）もしくは歯科健康診断（歯科衛生指導日の歯科健診の未受診児を含む）を欠席した児がいる場合は、その保護者に、対象となる乳幼児健康診査を受診しているか確認する。
- ・受診があった場合は、その乳幼児健康診査の受診結果（母子健康手帳の該当ページの写し）をもって園が実施する定期健康診断または歯科健康診断（歯科衛生指導日の歯科健診の未受診児を含む）を行わないことに同意していただけるか確認し、同意が得られた場合は提出していただく。

(2) 結果の確認

- ・施設長は、提出された母子健康手帳の該当ページの写しの記載内容、保健所のサイン（押印）または医療機関（医師）のサイン（自署または押印）があることを確認する。

※ 母子健康手帳は健康診査の詳細の記録はないが、保健所または医療機関のサイン（医療機関名の押印）があればよい。

(3) 結果の記録と提出された母子健康手帳の写しの保管

- ・施設長は、保護者とのやり取り等の詳細を記録しておくこと。
- ・母子健康手帳の該当ページの写しは、個人情報保護の観点から厳重に保管すること。

(4) 結果の共有

- ・必要に応じて担任・看護師・栄養士等と情報共有し、保育や給食対応等に反映すること。
- ・嘱託医にも報告すること。
- ・歯科健康診断の場合は、次年度の歯科健康診断で健診医に報告できるようにしておくこと。
- ・乳幼児健診結果の写しや記録は、個人情報保護の観点から適切に管理すること。

以 上